

## 篠山市地域防災計画の平成24年度改訂の主な内容について(案)

### 1 計画の改訂について

篠山市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、平成13年に策定した後、国の防災基本計画や兵庫県地域防災計画との整合を図るとともに、過去の災害の教訓から、必要な見直し・改訂を行っています。

今回の改訂では、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災での教訓や、本年6月に改訂された兵庫県地域防災計画との整合を図るため、改めて本市地域防災計画を再点検し、必要な見直しを行うものです。

また、大きく改訂をした平成20年度以降、防災関連施設の更新等、記載事項に変更が生じている部分があるので、併せて改訂するものです。

### 2 改訂の考え方

これらのことから、今回の計画の改訂に当たっては、特に次の項目に基づいて見直しを行うこととします。

#### (1) 国・県の法律、条例、計画等の変更に伴う改訂

##### ①災害対策基本法改正に伴う改訂

###### ・防災会議の所掌事務の見直し

災対法改正に伴い、「市長の諮問に基づいて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」、「市の地域に係る防災に関する重要事項に関し、市長に意見を述べること」を追記し、従前規定されていた「災害が発生した場合の情報収集等」は、災害対策本部で行うこととした。

###### ・都市計画などの行政計画に防災の観点を取り入れる

災対法改正に伴い、都市計画を行う時点から防災の観点を取り入れていく必要があることを追記

##### ②兵庫県地域防災計画見直しに伴う改訂

###### ・計画の基本的な考え方について追記

「減災対策の推進」、「自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進」、「新しい「災害文化」の確立」、「多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進」の追記

###### ・兵庫県住宅再建共済制度の改訂

「家財再建共済制度」創設に伴う改訂

###### ・地震被害想定の見直し

「御所谷断層帯」、「三峠断層帯」、「京都西山断層帯」、「東海・東南海・

南海地震」の想定を記載

## (2) これまでの災害等の教訓を踏まえた改訂

### ①東日本大震災の教訓を踏まえた改訂

- ・原子力施設での事故等に対する災害等の対応の見直し

これまでは、原子力施設での事故等は想定していなかったが、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害が発生することを想定した対応を取ることにして改訂

- ・広域自治体との災害応援協定の締結

篠山市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、13の広域自治体と災害応援協定を締結したことを追記

- ・他の自治体からの受援体制の構築

東日本大震災の教訓を踏まえ、他の自治体からの受援体制の構築のため、マニュアルを作成することを追記

### ②男女共同参画を踏まえた防災体制

- ・女性や子育て家庭などに配慮した避難所運営

これまでの各地での災害でも明らかになったように、女性や子育て家庭に対する避難所等での配慮の必要性を追記

### ③新しい情報通信手段を活用した情報収集・伝達

- ・IT技術（J-Alertなど）を活用した情報収集・伝達

J-Alert（全国瞬時警報システム）、緊急速報メール（エリアメールなど）などを活用した情報収集・伝達に活用することを追記

## (3) 市の防災・減災対策の見直し

### ①市の防災体制の改訂

- ・土砂災害警戒区域を示したハザードマップの配付

平成24年度に各戸へ配布した防災マップについて追記

- ・災害時要援護者個別避難支援計画の策定

平成24年度から取り組んでいる高齢者、障害者などの要援護者に対する個別避難支援計画の策定について追記

### ②市の独自の防災対策の追記

- ・いのちを守る防災マップ事業の追記

平成21年度から市独自の事業として取り組んでいる「いのちを守る防災マップづくり事業」について追記

#### (4) その他の主な改訂内容

- ①市・関係機関及び団体等の組織名称等の変更
- ②すでに運用で見直している体制等の時点改訂
- ③その他、社会情勢の変化等に伴うもの

### 3 今後の対応

この地域防災計画は、篠山市における防災対策の根幹をなすものとして、篠山市防災会議が策定するものです。

東日本大震災の後、様々な観点から国や各地方自治体の防災体制の見直しが図られましたが、今後も立ち止まることなく、減災に向けた更なる対応を図っていくことが求められます。

本市においても、引き続き、この地域防災計画に基づく対策を図りながら、随時、計画の点検・検証を行い、その都度、必要な改訂を加えていくものです。